法定研修受講料補助 Q&A

No.	大項目	質問内容	回答
1		介護支援専門員が受講料を研修実施団体に支払いをしましたが、補助 の対象になりますか。	本事業は、介護支援専門員が支払った法定研修受講料を事業者が負担した場合の補助になります。介護支援専門員個人への補助ではありません。
2		実務研修の補助は実務研修受講試験に合格した人が実務研修を受ける際のお金の事でしょうか。試験の受験料の補助ではないのですか。	受験料の補助ではなく、実務研修の研修受講料が対象となります。
3		補助金の申請受付前に法定研修の支払いをしています。対象となりますか。	令和6年度分の受講料であれば対象になります。
4		実務研修及び再研修を受講する介護支援専門員の場合、ケアプランの作成等、実際の業務を行う必要がある年度は令和7年度で間違いないですか?	令和7年度で間違いありません。 また、令和6年度研修受講後に介護支援専門員証が交付される者については、令和6年度中に実務を行うことが可能です。
5		介護支援専門員への事業所からの受講料の支払いについては、受講終 了後の支給でも可能ですか。	可能となります。
6	【受講料補助について】	事業者が介護支援専門員の受講料を負担したことがわかる領収証書(写し)の具体例を教えてください。	・介護支援専門員の給料に受講料負担額を給付した場合は、給与明細の写し。 ・介護支援専門員に負担した受講料を手渡しした場合は、事業所・介護支援専門員ど ちらの捺印がある様式(任意様式)のご提出をお願いいたします。
7		受講料の振り込みは事業所名義ではなく、個人名で振り込みしましたが、 問題ないでしょうか。	研修実施団体への受講料振込は介護支援専門員個人・事業所どちらでも問題ありません。
8		事業所負担の金額が全額でない場合は申請できないのでしょうか。	東京都の介護支援専門員法定研修受講料の 一定額(単価の3/4相当)を補助いたします。 申請手続等は事業所(法人)からとなりますが、申請にあたり負担額等は求めません。
9		補助の対象となる法定研修の種類(名称は)何種類ありますか?	10種類です。·実務研修·専門研修Ⅰ·専門研修Ⅱ·更新研修(実務経験者向け56時間前期)·更新研修(実務経験者向け32時間後期)·更新研修(実務経験者向け88時間)·更新研修(実務未経験者向け54時間)·再研修·主任研修·主任更新研修があります。
10		補助金はいつ支給されますか。申請後どのくらい時間が掛かりますか。	実績報告後の交付額確定後に支給となります。実績報告後1,2か月かかります。
11	【受講料補助対象年度について】	令和6年度以前に負担をした法定研修受講料は、受講料補助の対象となりますか。	受講料補助の対象となりません。補助の対象となる年度は補助対象者が令和6年度受講分として研修実施団体に納入した法定研修受講料となります。
12		介護支援専門員の登録地が東京都以外ですが、都内の事業所で勤務を している場合は、受講料補助の対象者となりますか。	都内の補助対象事業所で勤務をしている場合は、介護支援専門員の登録地が東京都以外であっても受講料補助の対象者となります。また、受講料補助対象者の居住地も 問いません。
13	【受講料補助対象者について】	介護支援専門員の登録地は東京都ですが、他道府県の事業所で介護 支援専門員の資格を活用した業務に従事しています。その場合は、受講 料補助の対象者となりますか。	補助対象者は東京都内の補助対象事業所で、介護支援専門員資格を活用した業務に従事している者(又は今後資格を活用する見込みのある者)となります。よって登録地が東京都であっても、従事先が東京都内の事業所ではない場合は、補助の対象者となりません。
14		他道府県が実施している法定研修を受講した(受講予定)場合は受講料 補助の対象となりますか。	他道府県が実施している法定研修であっても受講料補助の対象となります。 その場合の補助金額は、東京都の法定研修受講料の一定額(単価の3/4相当)を補助 いたします。 申請手続等は事業所(法人)からとなりますが、申請にあたり負担額等は求めません。
15		都内の補助対象事業所で従事していますが、介護支援専門員と他の業務を兼務しています。その場合でも受講料補助の対象者となりますか。	受講料補助の対象者となります。補助金交付要綱第7条(対象となる職員)に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合、受講料補助対象者の「勤務の体制及び勤務形態一覧表」における職種、常勤・非常勤、専従・兼務については問いません。
16		地域包括支援センターで介護支援専門員以外の配置ですが、ケアプラン を作成しています。その場合は、受講料補助の対象者となりますか。	介護支援専門員以外の配置であっても、補助金交付要綱第7条(対象となる職員)に 規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合は、受講料補助 の対象者となります。

法定研修受講料補助 Q&A

No.	大項目	質問内容	
17		現在、補助対象事業所の管理者を勤めていますが、受講料補助の対象者となりますか。	補助金交付要綱第7条(対象となる職員)に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合は、受講料補助の対象者となります。
18		補助対象事業所の法人代表者を勤めていますが、受講料補助の対象者となりますか。	補助対象事業所の役員(法人代表者)であっても、補助金交付要綱第7条(対象となる職員)に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合は、受講料補助の対象者となります。
19		介護支援専門員業務に従事はしていないが、介護保険サービス業務 (例:介護職員など)に従事している場合は受講料補助の対象者となりますか。	補助金交付要綱第7条(対象となる職員)に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事していないため、受講料補助の対象者となりません。
20		介護支援支援専門員資格を活用した業務に従事している場合。とはどの 様に確認を取りますか。	雇用契約書の内容で確認いたします。雇用契約書に介護支援専門員等の記載が無く補助金要綱第7条(対象となる職員)に規定している介護支援専門員資格を活用して業務に従事しているかの確認ができない場合は、区市町村に提出の変更届出書と勤務形態一覧表(直近のもの)の提出をお願いいたします。
21		現在、区市町村職員(非常勤職員を含む)として、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事しているが、受講料補助の対象者となりますか。	区市町村職員(非常勤職員を含む)の場合は、受講料補助の対象者となりません。
22	【受講料補助対象者について】	区市町村が直接運営をしている、補助対象事業所は受講料補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。ただし、区市町村が委託をしている補助対象事業所の場合は補助の対象となります。
23		交付申請を行ったが、補助対象者の中に法定研修を修了できなかった者がいます。その場合でも、受講料補助の対象者となりますか。	補助の対象者となりません。補助の対象者は、法定研修を修了した者となります。よって、交付申請内容に法定研修を修了できなかった者への負担分が含まれている場合は、補助金変更交付申請又は実績報告時に当該対象者を除く必要があります。
24		再研修の受講料(更新ではないもの)も補助の対象になりますか。	法定研修なので対象となります。
25		介護支援専門員資格のある者を認定調査員として会計年度任用職員と して採用しています。補助の対象となりますか。	市区町村の職員となるため対象となりません。
26		研修の費用を事業所負担ではなく個人で負担しています。その場合でも 補助の対象になりますか。	本事業は個人に対する補助ではなく、受講料を負担している事業者に対しての補助金となります。
27		介護支援専門員法定研修を弊社負担としているのですが、対象職員が、 研修終了前に退職してしまいまいした。(研修を修了したかの確認ができ ません。)この場合は補助対象外になりますでしょうか。	研修修了が補助対象の条件のため、研修修了が確認できない場合は補助の対象外と なります。
28		厚生労働省が行っている、教育訓練給付金制度の補助を受けている場合であっても、補助金の交付申請を行うことは可能ですか。	交付申請を行うことは可能です。ただし、交付申請額は、法定研修受講料の金額から 教育訓練給付金補助額を差し引いた額を補助対象経費とし、その額に対し事業所が負 担した額を申請してください。
29	【他の補助金等の取扱い】	法定研修受講料について、受講料納入時に他道府県又は研修実施団体から受講料補助を受けている場合は、補助の対象となりますか。	補助の対象となります。その場合、条例等で定められた法定研修受講料から既に受けた受講料補助の金額を差し引いた金額が補助対象経費となります。
30		東京都が行う介護支援専門員法定研修受講料補助金と区市町村が実施する介護支援専門員研修の受講料補助の両方に交付申請をすることは可能ですか。	東京都と区市町村両方に申請をすることは可能です。ただし、補助基準額から東京都の補助予定額を差し引いた額について、区市町村が補助する場合に限ります。

法定研修受講料補助 Q&A

No.	大項目	質問内容	回答
31		交付申請の対象職員が複数の事業所で勤務をしている場合、補助金申請をする事業所はどこになりますか。	交付申請の対象職員の主たる勤務先の事業所から申請を行ってください。
32	【受講料補助の申請について】	法定研修の受講申込時にA事業所で勤務。法定研修修了後にB事業所でも勤務を始めました。A事業所、B事業所どちらも対象職員に法定研修の受講料負担を行いました。その場合、両事業所は補助金の交付申請を行うことは可能ですか。	交付申請をすることができる事業所は、対象職員が法定研修実施団体に受講料を納入した時点で勤務をしている主たる事業所になります。よって、この場合はA事業所が交付申請をすることができます。
33		jGrants(オンライン申請)が難しい場合の申請方法を教えてください。	ホームページより別記様式第一号(申請書)および別記様式第一号別紙_内訳書をダウンロードし、必要箇所の入力後、プリントアウトした申請書に、添付書類を添えて事務局まで郵送をお願いいたします。 〒231-8799 横浜港郵便局留 東京都福祉局事業 受託事業者イマジネーション株式会社「東京都介護支援専門員法定研修受講料補助金審査担当」宛
34		jGrantsでの申請と郵送での申請方法に違いはありますか。	jGrantsでの申請はgBiz Dの事前登録が必要です。 郵送での申請は法人実印の押印と発行から三ヶ月以内の印鑑証明書の添付をお願い いたします。(事業所ごとに印鑑証明書の添付が必要となります。)
35		申請方法は、各介護事業所別の申請でしょうか。法人として一括申請でしょうか。	申請方法は各事業所ごとに申請をお願いいたします。
36		jGrantsへのアクセス方法	https://www.jgrants-portal.go.jp/ からお入りください。
37		jGrantsでの申請後編集できないとなっています。入力間違いに気づいた場合どうしたら良いでしょうか。	jGrants内お問合せメールまたはコールセンターへご連絡をお願い致します。
38		交付申請後変更が生じた場合、変更交付申請、内訳の再提出は必要ですか。	交付決定前までは、コールセンターにご連絡をお願いいたします。交付決定後の変更であれば、実績報告提出前までに変更交付申請を提出いただく必要があります。
39		入力中の申請様式の確認方法を教えてください。	jGrants内で「一時保存する」を押下してあればマイページより確認可能です。
40		申請済みの情報はどの様に確認できますか。	マイページから確認可能です。
41		事業所内の申請は一度に何人までできますか。	特に制限は有りません。
42		受講者が20名以上いる場合は申請内訳書にどのように記載をしたら良いでしょうか。	内訳書項番20以降に行を増やして記載をお願いいたします。
43		補助対象事業者の法人代表者です。雇用契約書がありません。代わりになる書類はありますか。	区市町村に提出の変更届出書と勤務形態一覧表(直近のもの)の提出をお願いいたします。